

序文

当社は、当社が持続的に発展し、当社の長期的な企業価値を向上させ、もって株主の皆様へ当社の株式を安心して長期的に保有していただくことを可能とするため、最良のコーポレートガバナンスを実現することを目的として、取締役会決議に基づき、本ガイドラインを定める。

第1章 総則

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第1条 当社は、経営理念「光を究め、感動と安心を創造し、心豊かな社会の実現に貢献します。」のもと、あらゆるステークホルダーとの良好な関係を築き、持続的な成長と企業価値の向上を目指しており、その実現を支えるため、経営の公正性・透明性を確保すると共に、意思決定や業務執行の迅速化・効率化も図った、実行性の高いコーポレートガバナンス体制を構築することを基本的な考え方とする。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第2条 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知の早期発送に努める。また、発送前に当社ホームページに当該招集通知を開示する。

2 当社は、議決権電子行使利用や招集通知参考書類の英訳を当社ホームページに掲載することにより、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することのできる環境の整備に努める。

(株主の平等性の確保)

第3条 当社は、どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないように適時適切に情報開示を行う。

(株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

第4条 当社は、中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証の上、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合に、より安定した企業運営を目的として株式を保有する。

- 2 個別の政策保有株式について、保有目的、保有に伴う便益、リスク等を総合的に勘案の上、取締役会において定期的に保有の適否を検証し、保有に適さないと判断した株式は売却検討の対象とする。
- 3 また、株主としての権利を行使すべく、全ての議案について議決権を行使し、政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から、議案ごとの賛否を判断する。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(倫理基準及び利益相反)

- 第5条 当社は、取締役、執行役員及び従業員等が常に倫理的に行動することを確保するため、使命を実現するにあたり社員が大切にする姿勢として「私たちの姿勢」、会社と社員が実践すべき行動のあり方として「行動規範」を定め、全ての社員に理解・遵守されるよう努める。
- 2 当社は、当社と取締役その他関連当事者との間で競業取引及び利益相反取引を行う場合には、あらかじめ取締役会での承認を要する等、必要な確認を実施する。

(ステークホルダーとの関係)

- 第6条 取締役会は、当社の長期的な企業価値の向上のために、当社の株主のみならず、当社の顧客、従業員、投資家、取引先、社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮する。
- 2 取締役会は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティをめぐる課題に積極的・能動的に取り組むと共に、多様性の確保に向けた人材育成及び社内環境整備を推進する。

(内部通報制度)

- 第7条 当社は、内部通報制度規程を定め、経営陣から独立した外部窓口を設置すると共に、情報提供者の秘匿や不利益取り扱い禁止等についても規定し、内部通報に係る適切な体制を整備する。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(リスク管理、内部統制システム等に関する当社の方針の開示)

- 第8条 取締役会は、会社法その他の適用ある法令に基づき、当社及び当社を含む企業集団のリスク管理、内部統制システム、法令遵守等に関する当社の方針を決定し、適時適切に開示する。

- 2 取締役会は、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに適用ある金融商品取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務及び業務に関する事項を開示する。

第5章 取締役会等の責務

第1節 監督機関としての取締役会の責任

(取締役会の役割)

- 第9条 取締役会は、株主からの委託を受け、長期的な企業価値の最大化を通じて自らの利益の増進を図る全ての株主のために、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的に成長し、長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負う。
- 2 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保すると共に、社長、その他の経営陣の指名、評価及びその報酬の決定、当社が直面する重大なリスクの評価及び対応策の策定、並びに当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行う。

(独立社外取締役の役割)

- 第10条 独立社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略ないし経営計画に照らして、当社の経営の成果及び経営陣のパフォーマンスを随時検証及び評価し、全ての株主共同の利益の観点から、現在の経営陣に当社の経営を委ねることの適否について判断し、意見を表明することを、その主たる役割の一つとする。

(取締役会議長)

- 第11条 取締役会議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるよう努める。この責務を果たすために、取締役会議長は、全ての議案（とりわけ戦略的議題に関するもの）について十分な時間が確保され、また、各取締役が適時に適切な情報を得られるように配慮する。

第2節 取締役会の有効性

(取締役会の構成)

- 第12条 取締役会は、十分な議論・検討、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理及び業務執行の監督を行えるよう、多様性・バランスを考慮し、13名以内の適切な人数で構成する。
- 2 取締役会は、独立した客観的な立場での経営の監督、助言機能の強化を図るため、他社での経営経験や、専門家として高い専門知識や見識を有し、当社が定める独立性基準を満たす独立社外取締役の割合を過半数とする。

- 3 当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、独立性判断基準を別紙1のとおり定め、適時適切に開示する。

(取締役(監査等委員である取締役を除く。))の資格及び指名手続)

第13条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、豊富な能力、知識、実績及び品格、倫理観を有する者を候補者とする。

- 2 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者を決定するに際しては、性別、年齢、国籍、経験等の取締役会の多様性に配慮する。
- 3 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、社外取締役を委員長とする指名委員会における取締役候補者の評価・審議を経た上で、取締役会で決定する。

(監査等委員である取締役の資格及び指名手続)

第14条 監査等委員である取締役は、豊富な能力、知識、経験及び品格、倫理観を有し、企業経営、法務、財務及び会計等に高い専門知識や見識を有する者を候補者とする。

- 2 監査等委員である取締役候補者を決定するに際しては、監査等委員会の多様性に配慮する。
- 3 監査等委員である取締役候補者は、指名委員会の審議を経た後、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会で決定する。

(社外取締役の兼任制限)

第15条 社外取締役の兼任は、その役割及び責務を適切に果たすために必要となる時間及び労力を確保できる範囲内とする。

(指名委員会及び報酬委員会の設置)

第16条 当社は、取締役会の諮問機関として、指名委員会及び報酬委員会を置く。

- 2 指名委員会及び報酬委員会の委員長は社外取締役とし、委員の過半数は独立社外取締役とする。

(指名委員会)

第17条 指名委員会は、取締役の指名及び選・解任に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任強化のため、取締役会に助言・提言を行う。また、独立性基準の内容につき、取締役会に助言・提言する。

- 2 指名委員会は、その職務を執行するために公正かつ透明な規程を定める。

(報酬委員会)

第 18 条 報酬委員会は、取締役の報酬等に係る取締役会の独立性・客観性と説明責任強化のため、取締役に助言・提言を行う。

2 報酬委員会は、その職務を執行するために公正かつ透明な規程を定める。

(後継者プラン)

第 19 条 取締役会は、社長が退任するときには、指名委員会での検討を経た後継者プランに基づき、社長の後継者となるべき候補者を決定する。

(取締役の責務)

第 20 条 取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集すると共に、積極的に意見を表明して議論を尽くす。

2 取締役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行する。

3 当社の取締役は、就任するに当たり、関連する法令、当社の定款、取締役会規則その他の当社の内部規程を理解し、その職責を十分に理解する。

(取締役のトレーニング)

第 21 条 新任取締役は、就任時に会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、株主から負託された取締役に求められる役割（受託者責任）と法的責任を含む責務を果たすため、会社法関連法令並びにコーポレートガバナンス等に関して、上場企業の役員として必要な知識を習得するための研修を受ける。

2 取締役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンス、その他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽に努める。

(取締役会の議題の設定等)

第 22 条 取締役会議長は、各事業年度の取締役会において議題とすべき主要な決議事項並びに報告事項の審議予定を事前に定める。

2 各回の取締役会に先立ち、取締役会議長は当該取締役会の議題を定める。

3 取締役会の議題及び議案に関する資料は、各回の取締役会において充実した議論がされるよう、取締役会の会日前に社外取締役を含む各取締役に配付する。

(独立社外取締役による社内情報へのアクセス)

第 23 条 独立社外取締役は、必要があるとき又は適切と考えるときにはいつでも、社内取締役、執行役員及び従業員に対して説明若しくは報告を求め、又は社内資料の提出を求めることができる。

2 当社は、監査等委員会がその職務を適切に遂行することができるよう、監査職務を円

滑に遂行するために必要な使用人を配置する。

(独立社外取締役の支援体制)

第24条 当社は年2回、独立社外取締役と監査等委員会との会合を実施する。

- 2 独立社外取締役は、その中から筆頭独立社外取締役を選定する。筆頭独立社外取締役は、前項に規定する会合を主導し、経営陣や監査等委員会との連絡・調整及び連携の充実に努める。
- 3 独立社外取締役は、経営陣及び当社のアドバイザーから独立した法務、会計、財務その他のアドバイザーを独自に当社の費用により利用することができる。

(取締役会の実効性評価)

第25条 当社は、取締役会全体の実効性を自己評価するため、取締役に対し、取締役会の構成や運営等に関するアンケートを実施する。アンケート結果等に基づき、課題認識を共有すると共に、継続的に議論・検証を進め、更なる取締役会の実効性向上に取り組む。

第3節 報酬制度

(取締役の報酬等)

- 第26条 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と、業績連動報酬である、単年度業績等に応じた金銭報酬の「短期インセンティブ報酬」及び業績連動型株式報酬の「中長期インセンティブ報酬」で構成し、インセンティブの維持・向上を図るため、業績連動報酬を相応の割合とすると共に、業績連動型株式報酬の「中長期インセンティブ報酬」は、業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を更に高めることを基本方針とする。監査等委員である取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うことを基本方針とする。
- 2 基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲において、各人の役位や貢献度、業界あるいは同規模の他企業の水準等を勘案して決定するものとする。
 - 3 短期インセンティブ報酬は、株主総会にて決議された基本報酬を含む報酬限度額の範囲において、単年度の連結業績や個人別の定性評価等を勘案して各人別に決定し、12等分し支給するものとする。
 - 4 中長期インセンティブ報酬は、業績連動型株式報酬とし、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲において、当社が金銭を拠出する信託を通じ、取締役会が定める株式交付規程に従って役位及び業績等に応じて当社株式を交付するものとする。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は信託期間中の毎事業年度における一定の時期とし、取締役退任時までの譲渡制限を付すものとする。

る。単年度業績評価として、期初に公表する業績予想の連結売上高、連結営業利益に対する達成度での評価のほか、担当部門の業績や取締役ごとに設定した課題の定性評価を行う。また中期業績評価として、中期経営計画の最終年度における連結売上高、連結営業利益、そしてROE、TSR、ESG要素に対する達成度での評価も行うものとする。

- 5 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、社外取締役を委員長とする報酬委員会の審議を経て、取締役会で決定する。
- 6 監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、監査等委員である取締役による協議の上、決定する。

第6章 株主との対話

（株主との対話）

第27条 当社は、中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する主要な株主とコーポレートガバナンス及び重要な経営上の方針について随時議論するものとする。当該対話を行うに際しては、株主間において実質的な情報格差が生じないように十分留意する。

- 2 当社は、株主との建設的な対話に関する体制・取組み等に関する基本方針を別紙2のとおり定める。

第7章 その他

第28条 本ガイドラインの改廃は、取締役会の決議により行う。

以 上

（2026年3月27日改定）

【別紙 1】

社外取締役に関する独立性判断基準

当社は、社外取締役が東京証券取引所の定める独立性基準に加え、次のいずれにも該当しない場合、独立性を有している者と判断する。

1. 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者。
2. 当社グループを主要な取引先（その取引先の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた取引先）又はその業務執行者。
3. 当社グループの主要な取引先（当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループに行った取引先）又はその業務執行者。
4. 当社グループの主要な借入先（連結純資産の5%以上の借入金額のある借入先）の業務執行者。
5. 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）又はその業務執行者。
6. 当社の会計監査人の代表社員又は社員。
7. 当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者。
8. 当社グループが、年間1,000万円以上の寄付又は助成を行っている組織等の理事、その他業務執行者。
9. 社外取締役の相互就任関係となる他の会社の業務執行者。
10. 上記1から9に掲げる者（重要でない者は除く）の配偶者又は二親等内の親族。
11. 過去に一度でも上記1に該当したことがある者。
12. 過去3年間において上記2から10のいずれかに該当したことがある者。

【別紙2】

株主との建設的な対話に関する体制・取組み等に関する基本方針

(基本的な考え方)

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、当社が相当と認める範囲及び方法で株主との間で建設的な対話を行う。

(I R体制)

経営戦略本部担当取締役をI R担当取締役とし、経営戦略本部がI R担当部門として、各部門と連携を図り株主との建設的な対話を実現するための体制整備・取組みを行う。

(対話の方法)

代表取締役社長が説明を行う決算説明会を年2回実施する他に、定期的に個別面談やスモールミーティングを実施し、必要に応じて投資家向けの事業説明会、工場見学会及び個人投資家向け説明会等を実施する。

(社内へのフィードバック)

I R担当部門である経営戦略本部が、定期的に株主・投資家との対話を通じて把握した関心事項・懸念事項を、業績説明内容等のI R方針と併せて経営会議等においてフィードバックする。

(インサイダー情報及び沈黙期間)

当社は、重要情報を適切に管理しインサイダー取引の未然防止を図るための社内規程を定め、グループ社員全体への周知徹底と理解啓蒙を促進する。

重要事実については、情報取扱責任者である取締役及び開示担当部門である経営戦略本部において情報の把握・管理を行い、適切に開示する体制を整備する。

当社は、決算(四半期決算含む)情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、決算期末日の翌日から決算発表日までを沈黙期間とし、この期間は、決算・業績見通しに関する質問への回答やコメントを差し控えることとする。